

遺伝子組換え生物等の使用について

- 酒類製造において**遺伝子組換え生物等（酵母や麹菌、乳酸菌等）を用いる場合には、法令※を遵守する必要があります**。法の規定に違反した場合は、罰則が適用される場合があります。
※「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（カルタヘナ法）
- 海外では、酒類製造用の遺伝子組換え生物等が開発・市販されていますが、**国内で未承認・未確認のものを使用すると、カルタヘナ法違反となります**ので、ご注意ください。



昨今、遺伝子組換え観賞魚の飼育・販売等が同法違反事案として報道されております。

下表の微生物を含め、遺伝子組換え技術やゲノム編集技術を用いて得られた生物を酒類製造目的で輸入・使用する際は、必ず**事前に**国税庁鑑定企画官付調整係（代表番号：03-3581-4161）までご相談ください。

（参考）海外における遺伝子組換え技術やゲノム編集技術を用いて得られた微生物の例

米国食品医薬品局（FDA）は、一般に安全と判断した食品添加物等をGRAS（Generally Recognized as Safe）として認定しており、近年、遺伝子組換え技術やゲノム編集技術を用いて得られたと考えられる醸造用微生物についても、GRAS認定がなされています。
これらの微生物は、日本国内においてカルタヘナ法上の規制対象であるか確認されたものではありませんので、ご注意ください。

番号	名称	概要
120	ML01	マロラクティック発酵を行う果実酒製造用酵母
175	ECMo01	尿素の生産が少ない果実酒製造用酵母
350	P1Y0	硫化水素の生産が少ない果実酒製造用酵母
798	yBBS002	ホップの香りを生産するビール製造用酵母
841	Sourvisiae	乳酸を生産するビール製造用酵母
1062	OYR-18	フェノール臭の発生が少ないビール製造用酵母
1096	OYR-243	チオール系化合物（トロピカルフルーツ様）の香りを高めるビール製造用酵母

申請者から提出された本微生物に係る情報や、それに対するFDAの見解については、次のアドレスから確認できます（番号を検索窓に入力してください）。
<https://www.cfsanappsexternal.fda.gov/scripts/fdcc/?set=GRASNotices>